平成２６年（フ）第１１６号
岡山県井原市西江原町3283番地３
債務者　道城　博雅
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
岡山県笠岡市一番町５番地29　市営住宅一番町団地184号
債務者　大西　清治
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
高知市神田56番地　改住８号
債務者　神木　美紀
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８４号
高知市朝倉横町３番10号
債務者　又川　豊春
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１２号
高知県南国市大埇甲977番地
債務者　宗圓小百合
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５８５号
さいたま市北区日進町２丁目1134番地３　プランドール日進302
債務者　小高　京子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
埼玉県春日部市緑町６丁目11番13―510号
債務者　竹下　公生（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２８３号
埼玉県飯能市栄町11番地３　アンティ　フルール203
債務者　花岡　正則
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３０４号
埼玉県狭山市大字上奥富185番地の１　ぶーけＢ棟205
債務者　君塚　圭一
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３０５号
埼玉県川越市むさし野４番地３　富田コーポ２階６号室
債務者　吉江　次子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３１１号
埼玉県川越市脇田町16―13　山口病院内、住民票上の住所埼玉県和光市南１丁目11番77号第１南荘103
債務者　橋本　　都
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３４号
埼玉県熊谷市下恩田287番地１　スカイウィング大里Ａ103号室、旧住所埼玉県越谷市大字増林4146番地２　サンパレス201号
債務者　本田　幸代（旧姓井樽）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３５号
福岡県築上郡築上町大字椎田1796番地　園田宿舎221号
債務者　小坂　和江（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２８４７号
大阪市東住吉区中野４丁目12番29―810号
債務者　叶　　幸一
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９４９号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目６番32―415号
債務者　髙橋　誠二
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０７号
東京都国分寺市本町１丁目４番17号ハイム国信105
債務者　椎屋　昌一
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４号
島根県大田市大森町ハ112番地１
債務者　鬼村　良一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後３時40分
松江地方裁判所出雲支部